

7-(2) 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

区分(則第4条, 第5条)	No.(令第1条の号数)	特定有害物質の種類 (令第1条)	指定区域の指定基準 (法第5条1項)		土壤汚染の除去基準
			地下水基準 (則第6条第1項, 別表第1) 土壤溶出量の指定基準※ (則第18条第1項, 別表第2)	土壤含有量の指定基準 (則第18条第2項, 別表第3)	第2溶出量基準 (則第24条第1項第1号, 別表第4); 土壤の処理方法 関連の基準
			(mg/kg以下であること)	(mg/kg以下であること)	(mg/kg以下であること)
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	6	四塩化炭素	0.002	-	0.02
	7	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	0.04
	8	1,1-ジクロロエチレン	0.02	-	0.2
	9	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	0.4
	10	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	0.02
	11	ジクロロメタン	0.02	-	0.2
	14	テトラクロロエチレン (No.8,9,18を含む: 則第1条)	0.01	-	0.1
	16	1,1,1-トリクロロエタン (No.8を含む: 則第1条)	1	-	3
	17	1,1,2-トリクロロエタン (No.7,8,9を含む: 則第1条)	0.006	-	0.06
	18	トリクロロエチレン (No.8,9を含む: 則第1条)	0.03	-	0.3
	22	ベンゼン	0.01	-	0.1
第二種 特定有害物質 (重金属等)	1	カドミウム及びその化合物	Cd: 0.01	Cd: 150	Cd: 0.3
	2	六価クロム化合物	Cr ⁶⁺ : 0.05	Cr ⁶⁺ : 250	Cr ⁶⁺ : 1.5
	4	シアン化合物	CN: 不検出	遊離シアン: 50	CN: 1
	12	水銀及びその化合物	Hg: 0.0005 (アルキル水銀; 不検出)	Hg: 15 (-)	Hg: 0.005 (アルキル水銀; 不検出)
	13	セレン及びその化合物	Se: 0.01	Se: 150	Se: 0.3
	19	鉛及びその化合物	Pb: 0.01	Pb: 150	Pb: 0.3
	20	砒素及びその化合物	As: 0.01	As: 150	As: 0.3
	21	ふっ素及びその化合物	F: 0.8	F: 4000	F: 24
	23	ほう素及びその化合物	B: 1	B: 4000	B: 30
第三種 特定有害物質 (農薬等)	3	シマジン又はCAT	0.003	-	0.03
	5	チオベンカルブ 又はベンチオカーブ	0.02	-	0.2
	15	チウラム又はチラム	0.006	-	0.06
	24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	-	0.003
	25	有機りん化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン, EPNに限る)	不検出	-	1

合計25物質

直接摂取によるリスク	重金属等	9物質
地下水等の摂取によるリスク	揮発性有機化合物等	25物質

参考

※ 1指定区域の指定基準のうち土壤溶出量の指定基準は「環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準」と同じ。

(ただし、農作物の生育等の観点からのみ基準が定められている銅を除く)

※ 水質汚濁防止法に規定する26の有害物質と比べると硝酸性窒素が含まれていない。